

第590回茨城県内水面漁場管理委員会 議事録

日 時	令和3年10月7日(木) 午後2時
場 所	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3階 共用会議室A
議 題	第1号議案 しらすうなぎ特別採捕許可について 第2号議案 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する 意見について
報告事項	(1) 久慈川アユ友釣り教室の結果について (2) 河川におけるコクチバスの状況について
出席委員	1番 高杉 則行 2番 小林 益三 3番 水野 恵美子 5番 坂本 勉 6番 八角 直道 7番 鈴木 好三 8番 高津 武弘 10番 星井 晴美 11番 堤 隆雄 12番 多田 悦章
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 土屋 圭巳 " 漁政課課長補佐 鴨下 真吾 " 主任 松井 俊幸 " 水産振興課主査 矢口 登希子 水産試験場内水面支場技佐兼支場長 海老沢 良忠 " 技師 外山 太一郎
傍聴人	2名
事務局	事務局長 茅根 正洋 副主査 細金 正勇 主 任 小沼 智恵美
議事録署名人	3番 水野 恵美子 10番 星井 晴美
議長	1番 高杉 則行
会議内容	開会 午後2時
茅根事務局長	[開会宣言] [資料確認、高杉会長に挨拶を依頼]

高杉会長

第590回茨城県内水面漁場管理委員会を開催しましたところ、委員の皆様を始め、県の関係職員の皆様に、出席をいただきましてありがとうございます。10月になってから暖かい日が続いていました。今日は例年通りの気温かなと思います。北海道の方からは雪の便りもそろそろ聞こえてきました。寒暖差が激しいですので、どうか委員の皆様も風邪などひかぬよう、十分気を付けてお過ごし下さい。今日の議題についてでございますが、第1号議案がしらすうなぎの特別採捕許可について、第2号議案が全内漁管連の中央提案に対する意見について、皆様に審議をしていただきます。どうか最後までよろしく願いいたします。

茅根事務局長

ありがとうございました。

本日は、鬼怒小貝漁業協同組合の方が傍聴しております。傍聴人は、傍聴席に配布してあります茨城県内水面漁場管理委員会傍聴人規程の遵守をお願いいたします。

続きまして、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第4条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、高杉会長に議長をお願いいたします。

高杉議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、次第3の出席委員数の報告を事務局からお願いいたします。

茅根事務局長

はい、出席委員数を報告させていただきます。本委員会の委員定数は10名で、本日は10名全員が出席しております。過半数を超えておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

続きまして、次第4の議事録署名人ですが、会議規程第7条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。

3番水野委員と10番星井委員にそれぞれお願いします。

それでは、次第5の議題に入ります。

第1号議案「しらすうなぎ特別採捕許可について」説明をお願いします。

松井主任

(資料1-1、1-2により説明)

高杉議長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

ご意見ありませんか。それでは、特にご意見等もないようですので、説明の

とお取り扱いすることとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

(「異議なし」の声)

高杉議長

それでは、説明のとおり取り扱うことに決定いたします。

次に移ります。第2号議案「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について」説明をお願いします。

小沼主任

(資料2により説明)

高杉議長

ありがとうございます。ただ今の説明にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。八角委員どうぞ。

6番 八角委員

意見については原案のとおりのお返事でいいんですけども、外来魚と鳥類と河川環境の啓発のことについて、内水面漁連の状況だけお話しさせていただきます。

外来魚についてですが、今、内水面水産資源被害対策事業で、外来魚の対策を色々と全国的に講じているんですけども、実はアメリカナマズは特定外来種になっているんですが、水産庁の補助事業の対象になっていないんですね。これについては、ここでの意見ということではなくて、個別に水産庁の方と補助事業の対象にしてもらえるように協議をしているところです。

鳥類については、カワウですけども、年間約500羽鉄砲で駆除しているんですけど、それだけでは芸がないということで、分布調査を別途やっています。ねぐらとコロニー、どこから飛んできてどこへ帰っていくのかという調査をやっているんですが、その調査結果を地図におとす作業を始めました。被害額についても、全然計算できないので、試験的なんですけども、那珂川漁協さんで鉄砲撃っている人が、鉄砲撃った後に胃の中を割いて、どんな魚をどのくらい食べているか調べてくれることになったので、大雑把な計算にはなりますけど、被害額を公表したいと思っています。ただ、問題なのは、アユの時期は鉄砲が撃てないので、それは水産振興課さんの方にお問い合わせをして、そんなに長い期間ではないので、カワウがアユをどのくらい食べているのか調査をやりたいなと思っています。来年以降になります。

それから啓発事業については、久慈川漁協さんもそうですし、桜川漁協さんもやってきましたけども、フナやアユの放流の時に、小学生に放流していただいて、そういう地道な活動をやっていただいておりますので、内水面漁連としては、特に問題ないと、意見は特に問題ないということでお話しをさせていただきました。以上です。

高杉議長

ありがとうございました。漁政課から回答はもらわなくて大丈夫ですか。

6番 八角委員	大丈夫です。
高杉議長	アメリカナマズは特定外来種ですよ。
6番 八角委員	特定外来種になっているんですけども、補助事業の対象にはなっていないのです。一昨年漁連会長会議に出たときに、水産庁の担当の方からアメリカナマズはだめだと言われたんですね。ですので、桜川漁協の方をお願いして、アメリカナマズを獲った写真もらって送付してあります。そういった協議中です。
高杉議長	要望しているということですね。
6番 八角委員	補助事業の対象になるように努力しているところです。
高杉議長	分かりました。ありがとうございました。 そのほかございませんか。 それではご意見ないようですので、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。
(委員一同)	(「異議なし」の声)
高杉議長	それでは、原案のとおり取り扱うことに決定いたします。 次に次第6の報告事項に移ります。「(1)久慈川アユ友釣り教室の結果について」説明をお願いします。
矢口主査	(資料3により説明)
高杉議長	ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見がございましたら、お願いします。 経過報告ということですので、意見ございませんかね。 特に意見もないようですので、次に移ります。「(2)河川におけるコクチバスの状況について」説明をお願いします。
外山技師	(資料4により説明)
高杉議長	ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。
5番 坂本委員	コクチバスは汽水域には生息できるんですか。
外山技師	潤沼のような汽水域ということですよ。コクチバスは、塩分のあるところ

には住めないのですけども、耐性はあるので、一時的にいるということはあると思います。ですので、水が増えたときに沼まで流されて、それが他の流域に入っていき、そういったことは十分に考えられます。

5番 坂本委員

ありがとうございました。

高杉議長

よろしいでしょうか。
八角委員どうぞ。

6番 八角委員

水温が低い所でも大丈夫なんですかね。深みがあって、石場があって、隠れる場所があるようなところがあれば、水温に関係なく、どんどん広がってしまうのかと。

外山技師

そうですね、低水温に関しては、結氷する湖でも全く問題なく生息できますので、低くても問題ありません。12月に辰の口の橋の下で潜って調査をしたのですが、その時の水温は4.5℃でした。少し日が昇ってきてはいたのですが、大きな個体が浅瀬で泳ぎ回っていて、低水温でも生息しています。

12番 多田委員

今、コクチバスが分布している説明をうけたのですが、どのように駆除をしようと考えているのですか。

外山技師

駆除については、試験的に久慈川の方で行っているのですけども、久慈川のような大きな川ですと、刺網ですとかはえ縄ですとかそういった手法になっています。

12番 多田委員

成果はあがっているのですか。

外山技師

繁殖期に産卵床があると説明したかと思うのですが、そこにかけるとたくさん獲れるということは分かったんですけども、緊急事態宣言の影響で調査ができなかったりだとか、今年増水が続いていて、その後の試験ができていないといった状況です。

12番 多田委員

あまり広がらないような状態に、今の状態から少しでも少なくするような良い方法を何か考えてもらって。刺網等と言ってましたけども、1ヶ所とか2ヶ所とかではなくて、分布しそうなところを大々的にやるような方法をとれば、もっと少なくなってくるんじゃないかと思うのですが。

外山技師

コクチバスが多い所ですと、テトラポットであったり深みがあるところに限られますので、そういったところに重点的にかけたりというのはありますね。

- 1 2 番 多田委員 早く減少することを願っています。やっぱり釣りの醍醐味があるんですよね。かかった時にぐっともっていきから、どんだんルアー釣りも増えていますよね。
- 外山技師 そうですね、実際罰則があるといっても、密放流している現場を押さえるとするのは、とても難しいと思うんですね。逃がしたもん勝ちという現状が一番の問題ですね。
- 高杉議長 私も立ち会って、色々と対策をやろうとしたんですけども、増水があったり。なんとかしようという気持ちは、水産試験場も我々漁業組合もあります。どんな方法で駆除できるのかというのは、これから水産試験場とも試験して、取り組んでいきたいと思っています。コクチバスは、冷たい所も急流も大丈夫なんですよ。上流の方にくるとアユを食べたりするので、友釣りの区域なものですから、そこでも生き延びてしまうという恐れがあるので、我々もなんとかなくてはという気持ちはあるんです。
- 水野委員、どうぞ。
- 3 番 水野委員 ホームページ等で情報発信しているんですけど、違法な放流が行われているわけですので、違法放流禁止ということの情報発信、ホームページだけではなくて、例えば新聞などメディアを使うとよいのかなと思います。知らない人達が多いと思うんですよね、違法放流を。関係者は分かっている、知らない人が放流していることもあり得ますので、メディアを通じて、ダメなんだよと、放流してしまったら他の魚が大変なことになるよとPRしてあげないと、一部の人は知っている、他の人は知らないということになってしまうので、大変でしょうけど、まずは知らせてあげることが必要なのではないかと思います。
- 外山技師 ありがとうございます。メディアの取材があった時などに伝えていくことが大事だと考えています。
- 高杉議長 ありがとうございます。
- そのほかございませんかね。
- なければ、次第7の「その他」に移ります。県、事務局から何かありますか。
- 茅根事務局長 はい、年間計画の方で、本日の委員会で報告を予定しておりました漁業権にかかる資源管理状況についてですけども、次回の委員会でご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。
- 高杉議長 本日の議事は「その他」を含め全て終了しました。委員さんから何か意見などありませんか。坂本委員、どうぞ。

5番 坂本委員

今、水上バイクの走行が問題になっているかと思うのですが、涸沼では、団
体で暴走行為をやっていると、操業ができないということもあるんですよ。そ
れに関して、啓発とか、県の方で何か対策をやってもらえるとありがたいので
すが。

土屋次長

基本はですね、水上の交通については、警察の所管になってしまうんですね。
ですから、どんな対策がとれるのかというのはございますけども、例をあげま
すと、霞ヶ浦でブラックバスのボートが高速で走行していて、漁業とのトラブ
ルになったということで、バスボートをポイントに案内したりということもあ
りますので、こういった方法がとれるのかというのを含めまして、対応を検討
していくしかないかなと思っています。ただ、取締りという話になると、漁政
課職員は、漁業権のところでは取り締まられず、そこはあくまでも警察にお願
いするしかないということがありますので、そういったプレジャーボートのと
ころに協力要請依頼をするくらいが、今のところは現実的に考えられる方法な
のかなと思います。

5番 坂本委員

年々、数がどんどん増えてきていて、時間帯も不規則で、ある程度何時から
何時までって走行時間が分かればいいんですけど、個人の所有物だから最後は
何もできないので、県の方で少し啓発活動をやってもらえればありがたいん
ですけども。

土屋次長

ブラックバスと違うのはですね、バスボートを使う釣り団体のところではある
程度集約ができるというメリットがあったんですね。でも水上バイクっていう
のは個々ですから、だからどういう風にして啓発していくのかというやり方も
考えていかなければならないなと考えております。

5番 坂本委員

団体で出し入れしている場所を特定して、注意喚起はしたんです。段々少
なくなっているようではあるんですけども、把握できない部分もあるので、な
んとか対策を練ってもらえるとありがたいです。

土屋次長

いろんな方法がありますから、組合さんの方とも、トラブルがない方策をど
のように組めるのかご相談させていただきたいと思います。

5番 坂本委員

今年度中は間に合わないと思うので、来年度のことでも考えて早急に手をう
つていただきたいです。

高杉議長

テレビ報道があってから少なくなったそうですね。水上バイクの死亡事故も
起きているので、これからは厳しくなりそうな気はするんですけどね。

涸沼のシジミ漁のすぐ脇を通ってきますので、漁をやってられないです
よ。

5番 坂本委員

バランスとって漁をやっている時に、近づいてきて転落した場合、死亡事故につながる可能性もあるので、安全対策としてやりたんですが、強制はできない難しい部分もあります。

11番 堤委員

牛久沼ですと15年以上前になるんですけど、ローカルルールでエンジン船の持ち込みはお断りしますという看板を10か所くらい作ったんですよ。その中に水上バイクも入っていて、初めは結構反発がありましたけども、今はほとんどバス釣りのエンジン船とか水上バイクとか一切入ってきてないですね。ただ、法的な拘束力はなにもないです。組合として、エンジン船の持ち込みはお断りしますよと、そういう柔らかい方法もあるとは思いますがね。

高杉議長

ありがとうございます。看板とか設置してやるしかないんですかね。

5番 坂本委員

大洗町辺りでは、きちんとしたポールを立てて、通行止めにしてるんですけども、やっぱりいろんなところを探してしまうようなんです。

高杉議長

ありがとうございました。

それでは、もしその他なければ、事務局から次回の開催日程をお願いします。

茅根事務局長

次回の委員会ですが、本日ご協議いただきましたしらすうなぎの特別採捕についての諮問などを議題とさせていただきまして、11月中旬頃を予定として開催させていただきたいと思います。ただ、コロナの感染状況が今は収まってきましたけども、いつまた感染拡大するか分かりませんので、後程改めましてご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

高杉議長

これにて、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時17分